

～身近に感じよう あなたの人权～

問/それいゆぷらざ(女性センター) ☎463-2697

すべての人が生まれながらに持つ権利を基本的人権といいます。

(昭和22年5月3日 日本国憲法施行)

人权は、人が個人として尊重され、平等に扱われ、自らの意思で自由に生きる権利です。



～世界人权宣言～

第二次世界大戦後、人权侵害を放置することが虐殺や戦争に繋がるとして、世界の平和のために各国が協力し人权を守る努力をしなければならないとして、世界人权宣言「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言しました。



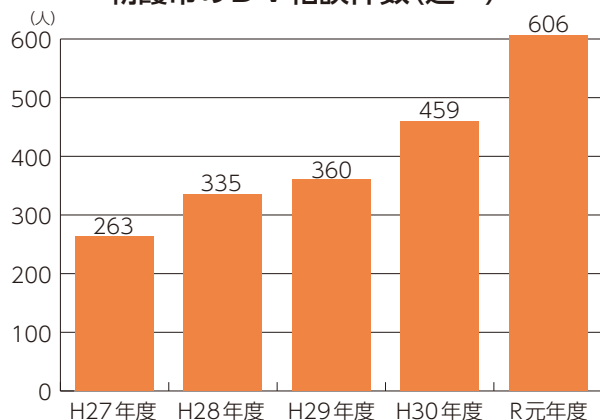
女性の人権を守ろう

女性が活躍できる法整備は進んでおり、就労、賃金格差、結婚や妊娠出産による退職を迫られることについては改善しています。しかし、性別による差別、配偶者等からの暴力、職場等におけるハラスメント、ストーカーやJKビジネスなどは増加しています。これは、重大な人权侵害であり、決して許されるものではありません。

また、令和2年度からの3年間は性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」となります。「相手の同意のない性行為をしてはならない」という社会の意識が非常に大切です。



朝霞市のDV相談件数(延べ)



性別にとられない「あなたらしさ」

「女はこうあるべき、男はこうあるべき」等、性別で役割や行動を固定したり、制限したりする考えが今も残っています。

「女の子は優しく、男の子はたくましく」などは生まれつきのものではなく、成長の過程や社会生活の中で身につけてきたものです。

一人ひとりが意識を持ち、個性と能力が発揮できる「あなたらしさ」で生きていける社会にしていきましょう。



災害時における人权への配慮

毎年のように日本各地で大規模な災害が発生し、多くの方が避難生活を余儀なくされています。被災されたうえに、二次的被害として、放射能汚染による風評被害や避難所生活でのプライバシーの侵害、要配慮者である高齢者・子ども・外国人・障害者等や、女性への配慮不足などあらゆる場面で人权に関するトラブルが発生しています。

災害が発生した時こそ「ONE TEAM」となり力を合わせ配慮できる心が大切です。



相談窓口

人权相談(人权に関する相談) 人权庶務課 ☎463-1738

DV相談(配偶者等からの暴力に関する相談) それいゆぷらざ(女性センター) ☎463-0356

10月は「人权尊重社会をめざす県民運動強調月間」です(今年は8月から10月に変更となりました)

「人权尊重社会をめざす県民運動」はすべての県民がお互いの人权を尊重しながら共に生きる社会を実現するため、県・市町村はもちろん県民総ぐるみで取り組む運動です。

10月の強調月間に、家族や友人と、改めて人权について考えてみましょう。

誰一人として、人権を侵害されることを望んではいません。時には、尊い命を失うことにつながってしまいます。お互い様意識で尊重し合ってください。
個人の違いを認め、相手を思いやることが大切です。



インターネットによる人権侵害をなくそう

とても便利なインターネットですが、他人への誹謗中傷、個人の名誉やプライバシーの侵害、偏見や差別を助長するような情報の発信が問題となっています。他人のデマ情報をツイッターでリツイートすることも自分の意思による情報発信です。ネットいじめやリベンジポルノと呼ばれる画像の流出・拡散なども問題となっており、一度流出した情報は削除したとしても、拡散され続けます。

加害者や被害者にならないためにも正しい知識を身につけ、相手を傷つける行為はせず、自分の身は自ら守ることが必要です。

ネット上では相手の顔が見えにくく、感情のおもむくまま発言が出来るため、相手を追い詰めたりすることがあります。

「自分が言われたらどう思うか?」「顔と名前を知っている友達に面と向かって言えることか?」ということをよく考えましょう。



感染症による人権侵害

新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者、医療従事者やその家族までが、不当な差別、偏見、いじめ等の嫌がらせを受けることがあります。

誰がいつ感染するかわからない、そして、気付かぬうちに感染させてしまう可能性もある中で、感染者を探したり、偏見の目で見るとはならず、一人ひとりが新たな生活様式等（マスク着用・手洗い・うがい・換気・3密を避けるなど）を徹底していくことが求められています。決して人権を侵害することがないようにしましょう。



～実例～

- ①感染者の家を特定され、石を投げつけられる。
- ②感染者がSNS上で誹謗中傷による精神的ダメージを受ける。
- ③医療従事者の子どもの保育の預かり拒否や学校でいじめにあう。



その他の人権課題

子どもの人権、高齢者の人権、外国人の人権、障害を理由とするもの、同和問題、性的指向および性自認を理由とするもの、HIV感染者等への偏見や差別などがあります。

～♪それいゆぷらざ（女性センター）をぜひご利用ください♪～

それいゆぷらざでは、情報・交流コーナーにおいて男女共同参画に関する図書の出し出しや情報発信（情報紙や講座のチラシの設置・インターネット閲覧など）を行っています。

また、男女共同参画社会の実現などの目的をもって活動する団体と協働を図るため、女性センター団体登録制度があります。
※男女平等推進情報「そよかぜ」は、公募市民の企画・編集協力員と協働し、広報あさか9月号と3月号に掲載しています。

◆人権教育・啓発DVDの貸出

教育委員会では、人権・同和問題の理解のためにDVDソフトの貸し出しを行っています。

問/生涯学習・スポーツ課 ☎463-2920